

事業主の皆さまへ . . . . .

# 新卒応援ハローワークで、 新卒求人の申し込みが できます!

ハローワークは、失業した方だけを対象にしているのではありません。  
学生や既卒者の就職支援も行っています。

- 新卒応援ハローワークは、学生および既卒者を対象として就職支援を行う国の機関です。
- 大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生と、これらの学校の既卒者を対象とした求人を受け付けています。
  - ★既卒者を採用する事業主への奨励金制度もご利用ください!  
「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」  
「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」
- 受け付けた求人は、インターネットを通じて、全国の求職者へ情報を発信します。
- 企業と学生の出会いの場として、就職面接会や企業説明会を開催します!
- 大学等卒業者の募集や採用に関するご相談は、新卒応援ハローワークまで、お気軽に!



ご利用は、すべて無料です。

 厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

学生職業総合支援センター

<http://job.gakusei.go.jp> (支援の内容など、詳細はこちらから)

# 大学等卒業者を対象とした 求人への申込方法

## 求人への申込

・新卒応援ハローワークでは、大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生と、これらの学校の既卒者を対象とした求人を受け付けています。

## 必要な書類

- ・大卒等求人票（全国統一の専用様式）
- ・求人票は、「学生職業総合支援センター」ホームページからもダウンロードできます。  
（<http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp>）
- ・会社概要その他会社の事業・業務内容が分かる資料があれば、併せて提供をお願いします。

## 求人への受付

- ・毎年4月1日から、その翌年春の卒業予定者を対象とした求人を公開します（求人への受付は3月から行います）。
- ・受け付けた求人票は、新卒応援ハローワークで学生など求職者に公開するほか、インターネットでも閲覧することもできます。
- ・内容が各種法令に違反する求人、労働条件などの明示ができない求人は受付できません。
- ・求人への公開期限は翌春3月末日です。求人内容の変更や募集終了の際には必ずご連絡ください。

## お申し込みにあたってのお願い

- ・大卒等求人票で、新規学卒者のみでなく、既卒者も同様に応募の機会を与えるようにしてください。
- ・**新規学卒者の募集にあたっては、既卒者からの応募も積極的に受付をお願いします。**
- ・大学等を卒業後3年以内の既卒者を採用する場合は、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」および「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」をご利用いただける場合があります。募集開始前に新卒応援ハローワークにご相談ください。

## 大卒の採用・求人のご相談

- ・新規学卒者の採用や求人への相談を随時受け付けています。お気軽にご利用ください。

## 求人公開の流れ

